

京都市消費生活条例

改正前	改正後
<p>京都市消費生活条例</p> <p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第3章</p> <p>(略)</p> <p><u>第4章 消費生活審議会 (第36条～第40条)</u></p> <p><u>第5章 雑則 (第41条)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 消費者権の実現を図るための施策</p> <p>(略)</p> <p>(調停)</p> <p>第28条 市長は、前条第1項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、<u>第36条</u>に規定する審議会による調停に付することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>京都市消費生活条例</p> <p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第3章</p> <p>(略)</p> <p><u>第4章 消費生活センターの組織及び運営等 (第36条)</u></p> <p><u>第5章 消費生活審議会 (第37条～第43条)</u></p> <p><u>第6章 雑則 (第44条)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 消費者権の実現を図るための施策</p> <p>(略)</p> <p>(調停)</p> <p>第28条 市長は、前条第1項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、<u>第37条</u>に規定する審議会による調停に付することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>第4章 消費生活センターの組織及び運営等</u> <u>(消費生活センターの組織及び運営等)</u></p>

第4章 消費生活審議会

(審議会)

第36条 (略)

(審議会の組織)

第37条 (略)

(委員の任期)

第38条 (略)

(専門委員)

第39条 (略)

(新設)

(新設)

(意見の聴取)

第40条 (略)

第5章 雑則

(委任)

第36条 消費者安全法第10条第2項に規定する機関について同法第10条の2第1項の規定に基づき条例で定める事項は、消費者安全法施行規則第8条に定める事項とする。

第5章 消費生活審議会

(審議会)

第37条 (略)

(審議会の組織)

第38条 (略)

(委員の任期)

第39条 (略)

(専門委員)

第40条 (略)

(秘密を守る義務)

第41条 委員(専門委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第42条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第43条 (略)

第6章 雑則

(委任)

第41条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたこの条例による改正前の京都市消費者保護条例(以下「旧条例」という。)第7条、第8条又は第9条第2号の規定による意見の聴取は、この条例による改正後の京都市消費生活条例(以下「新条例」という。)第40条の規定による意見の聴取とみなす。

3 前項に規定するもののほか、旧条例の規定によってした手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第18条に規定する審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行日に新条例第37条第2項の規定により審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第38条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第22条第1項に規定する専門委員である者は、施行日に新条例第39条に規定する専門委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第44条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(検討)

2 本市は、第36条の規定において引用する消費者安全法施行規則の規定が改正されたときは、速やかに、同条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。